

## 日本学術会議第 25 期新規会員任命に関する緊急声明

2020 年 10 月 7 日  
一般社団法人 日本美術教育学会

内閣総理大臣は、10 月 1 日、日本学術会議が推薦した会員候補者中 6 名を、新会員として任命をしませんでした。

日本学術会議は、日本学術会議法第 3 条に、政府から独立して職務にあたる学術機関として規定されており、会員は、学術会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同法第 7 条第 2 項）となっています。

また、会員の任命に関して「総理大臣による任命は形式的なものである」ということが従来からの政府の見解であり、これまで学術会議の推薦に対する任命拒否は一度も行われていません。政府は法に定められた任命権の行使であるとする一方で、法解釈上の具体的な正当性の主張はもとより、任命拒否の理由についても何ら説明をしていません。このように、説明なしに法解釈を変更し、政府が恣意的に運用を行うことは、日本学術会議の独立性を脅かすものであり、行政による違法行為であると考えます。美術教育学の立場から我が国の学術の発展に寄与することを目指す本学会として、今回の内閣総理大臣による新会員の任命拒否を看過することはできません。

以上により、日本美術教育学会は、政府による日本学術会議会員の任命拒否に強く抗議するとともに、内閣総理大臣に対し、①任命されない理由の説明と②6名の速やかな任命を求めます。